事故ゼロプランの進捗及び事業予定について

目次

1. 事故ゼロプランについて

2. 事故ゼロプランの進捗及び事業予定について

3. 事故ゼロプラン箇所の事故削減状況について

4. 今後のスケジュール

1. 事故ゼロプランについて

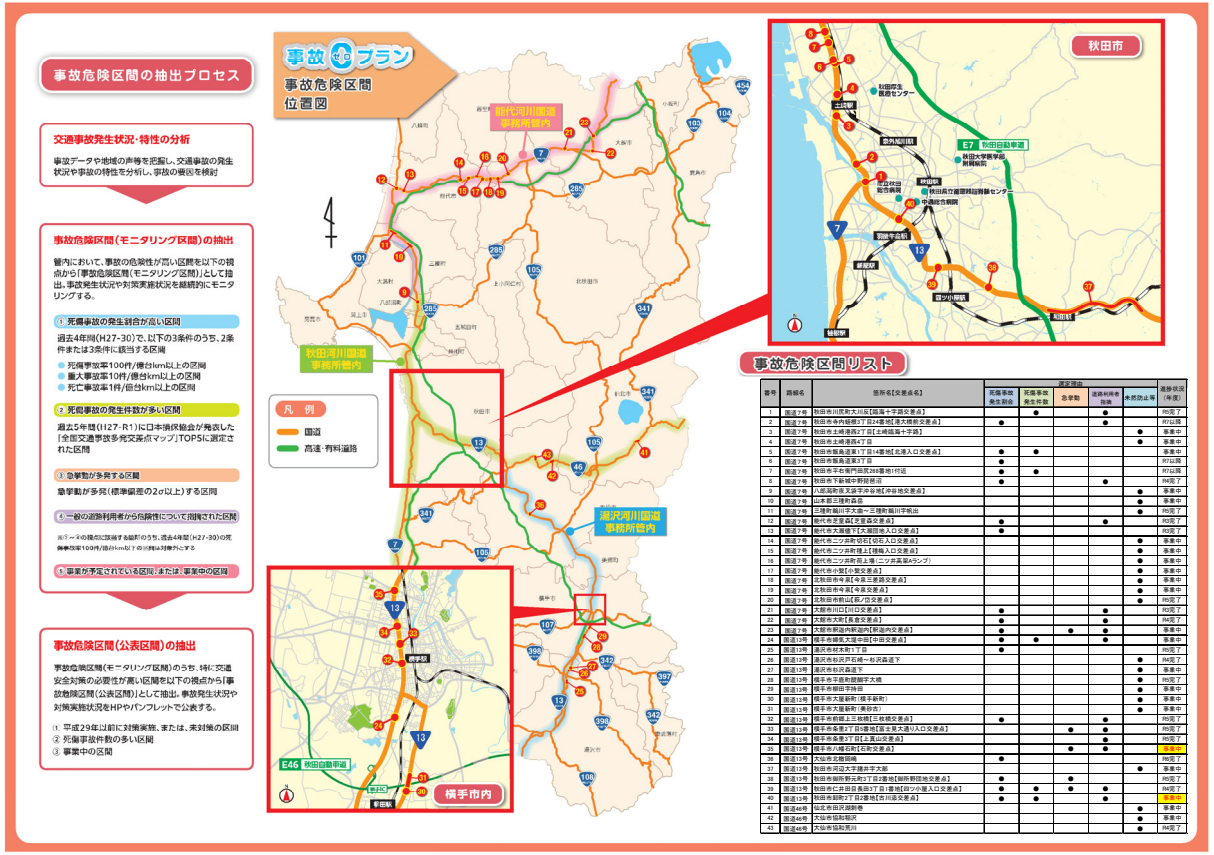
【事故ゼロプランについて】

●県内の国道の交通安全事業においては、データや地域の声等に基づき、事故の危険性の高い区間を明確にし、集中的･重点的に悲惨な交通事故の撲滅に向け取り組む“事故ゼロプラン”を推進しています。
●事故ゼロプランの対象区間は、令和3年度に見直しを行っており、現在は43区間です。
●対策の実施状況については、国土交通省の事務所HP上で公表しています。



出典：秋田河川国道事務所HP
https://www.thr.mlit.go.jp/akita/road/03_jikozero/index.html

▲ 事故ゼロプランとは



出典：秋田河川国道事務所HP
https://www.thr.mlit.go.jp/akita/road/03_jikozero/index.html

▲ 事故ゼロプランの公表状況

2. 事故ゼロプランの進捗及び事業予定について

【事故ゼロプランの進捗及び事業予定について】

●令和3年度の事故ゼロプラン見直し以降、継続的に交通安全対策を実施しています。全43区間中18区間で対策が完了し、22区間においては事業実施中です。
●今後は、未実施区間（3区間）に対して事故発生状況を踏まえ対策工を検討するとともに、対策済み区間に対してモニタリングを行い、効果の発現状況を踏まえて、随時PDCAマネジメントサイクルを展開します。

▼ 事故危険区間の対策進捗状況（R7.2→R7.7）

事故危険区間 （事故ゼロパンフ掲載箇所）	区間数（43区間） R7.2時点	区間数（43区間） R7.6時点
対策済	17区間	18区間
事業中	21区間	22区間
未対策	5区間	3区間

令和7年7月末時点
※未対策の区間は全区間ともに対策検討済区間

2. 事故ゼロプランの進捗及び事業予定について

【事故ゼロプランの進捗および事業予定について】

〇〇 :進捗状況更新箇所

▼ 事故危険区間一覧(R7.6時点)

番号	路線名	箇所名【交差点名】	選定理由					事故危険箇所	進捗状況(年度)	進捗状況
			死傷事故発生割合	死傷事故発生件数	急挙動	道路利用者指摘	未然防止等			
1	国道７号	秋田市川尻町大川反【臨海十字路交差点】		●		●		○	R5完了	
2	国道７号	秋田市寺内蛭根3丁目24番地【港大橋前交差点】	●			●		○	未対策(R7以降)	
3	国道７号	秋田市土崎港西2丁目【土崎臨海十字路】					●		事業中	土崎南交差点改良
4	国道７号	秋田市土崎港西4丁目					●		事業中	土崎北交差点改良
5	国道７号	秋田市飯島道東1丁目14番地【北港入口交差点】	●	●				○	事業中	飯島道東地区交差点改良
6	国道７号	秋田市飯島道東3丁目	●					○	未対策(R7以降)	
7	国道７号	秋田市平右衛門田尻268番地1付近	●	●				○	未対策(R7以降)	
8	国道７号	秋田市下新城中野琵琶沼	●			●		○	R4完了	
9	国道７号	八郎潟町夜叉袋字沖谷地【沖谷地交差点】					●		事業中	沖谷地交差点改良
10	国道７号	山本郡三種町森岳					●		事業中	森岳地区ゆずりあい車線，森岳入口北交差点改良
11	国道７号	三種町鵜川字大曲～三種町鵜川字帆出					●		R5完了	
12	国道７号	能代市芝童森【芝童森交差点】	●			●		○	R3完了	
13	国道７号	能代市大瀬儘下【大瀬団地入口交差点】	●					○	R3完了	
14	国道７号	能代市二ツ井町切石【切石入口交差点】					●		事業中	能代地区線形改良
15	国道７号	能代市二ツ井町種上【種梅入口交差点】					●		事業中	種梅入口交差点改良
16	国道７号	能代市二ツ井町荷上場（二ツ井高架Aランプ）					●		事業中	荷上場地区交差点改良
17	国道７号	能代市小繋【小繋交差点】					●		事業中	二ツ井今泉道路(交差点改良)
18	国道７号	北秋田市今泉【今泉三差路交差点】					●		事業中	二ツ井今泉道路(交差点改良)
19	国道７号	北秋田市今泉【今泉交差点】					●		事業中	二ツ井今泉道路(交差点改良)
20	国道７号	北秋田市前山【萩ノ岱交差点】					●		R5完了	
21	国道７号	大館市川口【川口交差点】	●			●		○	R3完了	
22	国道７号	大館市大町【長倉交差点】	●			●		○	R4完了	
23	国道７号	大館市釈迦内釈迦内【釈迦内交差点】	●		●	●		○	事業中	釈迦内交差点改良整備
24	国道13号	横手市婦気大堤中田【中田交差点】	●	●		●		○	事業中	中田交差点改良
25	国道13号	湯沢市材木町１丁目	●					○	R5完了	
26	国道13号	湯沢市杉沢戸石崎～杉沢森道下					●		R4完了	
27	国道13号	湯沢市杉沢森道下					●		事業中	成沢歩道整備
28	国道13号	横手市平鹿町醍醐字大橋					●		R5完了	
29	国道13号	横手市柳田字持田					●		事業中	横手栄歩道整備
30	国道13号	横手市大屋新町（横手新町）					●		事業中	横手新町歩道整備
31	国道13号	横手市大屋新町（美砂古）					●		事業中	美砂古地区歩道整備
32	国道13号	横手市前郷上三枚橋【三枚橋交差点】	●			●		○	R5完了	
33	国道13号	横手市条里2丁目5番地【富士見大通り入口交差点】			●	●		○	R5完了	
34	国道13号	横手市条里3丁目【上真山交差点】				●		○	R5完了	
35	国道13号	横手市八幡石町【石町交差点】			●	●		○	事業中(II種)	横手北道路
36	国道13号	大仙市北楢岡嶋	●					○	R6完了	
37	国道13号	秋田市河辺大字諸井字大部					●		事業中	河辺拡幅
38	国道13号	秋田市御所野元町3丁目2番地【御所野団地交差点】	●		●			○	R5完了	
39	国道13号	秋田市仁井田目長田3丁目1番地【四ツ小屋入口交差点】	●	●	●	●		○	R4完了	
40	国道13号	秋田市卸町2丁目2番地【古川添交差点】	●	●		●		○	事業中	古川添交差点改良
41	国道46号	仙北市田沢湖刺巻					●		事業中	刺巻線形改良
42	国道46号	大仙市協和稲沢					●		事業中	稲沢歩道整備
43	国道46号	大仙市協和荒川					●		R4完了	

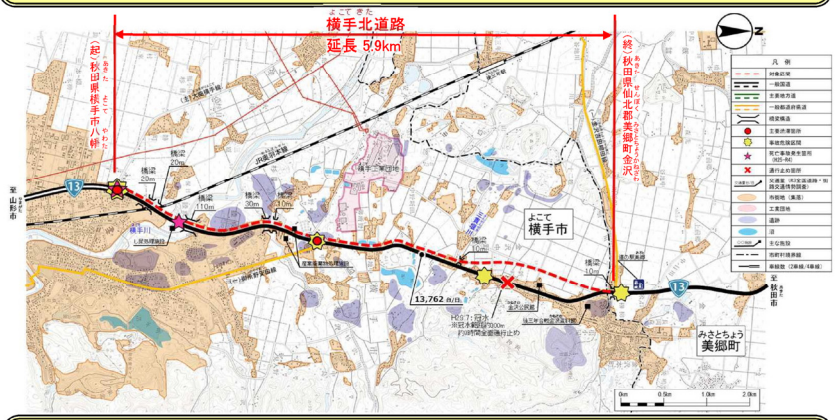
2. 事故ゼロプランの進捗及び事業予定について

【今年度事業化した箇所の事業内容】

▼ 横手市八幡石町【石町交差点】

国道13号　横手北道路		R7：50百万円 開通予定：ー	
新規	秋田県横手市八幡～秋田県仙北郡美郷町金沢	道路	直轄

【事業の概要】
横手北道路は特に冬期の走行環境を改善するとともに、安定した救急医療活動と円滑な物流活動の支援を目的とするバイパス及び現道拡幅事業です。



【整備効果】
〇走行環境の改善により、交通の安全性が向上します。
〇交通渋滞の緩和により、救急医療活動、物流活動を支援します。



▲評価対象区間の事故発生状況



▲国道13号の
堆雪時の渋滞状況



▲国道13号の
堆雪時のすれ違い状況

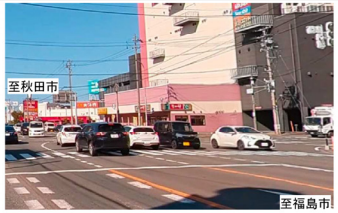
【令和7年度の事業内容】
調査設計を実施します。

▼ 秋田市卸町2丁目2番地【古川添交差点】

国道13号　秋田13号交通安全対策（古川添交差点改良）		R7：20百万円 開通予定：ー	
新規	秋田県秋田市	道路	直轄

【事業の概要】
秋田市街地に位置する当交差点は、下り線流入部に右折レーンが2車線あり、対向直進車両の視認性が悪く衝突事故が発生しています。このため、右折レーンの位置をずらして対向直進車両を見えやすくします。





▲右折時に対向車の視認が悪い状態

【令和7年度の事業内容】
調査設計を実施します。

出典：国土交通省　東北地方整備局　　予算概要
https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/k00360/yosangaiyou/R7tousyo/R7set.pdf

3. 事故ゼロプラン箇所の事故削減状況について

●事故ゼロプラン選定箇所※のうち、対策後の事故データが公表されている6区間（令和5年以前の対策箇所）について、死傷事故率の変化を確認した結果、いずれも減少傾向であった（うち4件は対策後、死傷事故が未発生）。

※事故ゼロプラン公表区間のうち、死傷事故の発生割合や発生件数によって選定された箇所を対象に検証

▼ 事故ゼロプラン箇所のうち、死傷事故を選定理由とする箇所の対策前後死傷事故件数

番号	箇所名【交差点名】	選定理由		進捗状況（年度）	対策前後の死傷事故率		
		死傷事故発生割合	死傷事故発生件数		選定時（H27-H30）死傷事故率（件/億台キロ）	対策後死傷事故率（件/億台キロ）	死傷事故率の増減
1	秋田市川尻町大川反【臨海十字路交差点】		●	R5完了	651.66	－	－
2	秋田市寺内蛭根3丁目24番地【港大橋前交差点】	●		未対策(R7以降)	129.29	対策未実施	－
5	秋田市飯島道東1丁目14番地【北港入口交差点】	●	●	事業中	183.12	事業中	－
6	秋田市飯島道東3丁目	●		未対策(R7以降)	114.45	対策未実施	－
7	秋田市平右衛門田尻268番地1付近	●	●	未対策(R7以降)	115.03	対策未実施	－
8	秋田市下新城中野琵琶沼	●		R4完了	183.12	0	減少
12	能代市芝童森【芝童森交差点】	●		R3完了	410.10	0	減少
13	能代市大瀬儘下【大瀬団地入口交差点】	●		R3完了	142.87	80.23	減少
21	大館市川口【川口交差点】	●		R3完了	183.31	0	減少
22	大館市大町【長倉交差点】	●		R4完了	242.37	207.68	減少
23	大館市釈迦内釈迦内【釈迦内交差点】	●		事業中	121.18	事業中	－
24	横手市婦気大堤中田【中田交差点】	●	●	事業中	423.58	事業中	－
25	湯沢市材木町１丁目	●		R5完了	121.69	－	－
32	横手市前郷上三枚橋【三枚橋交差点】	●		R5完了	255.33	－	－
36	大仙市北楢岡嶋	●		R6完了	414.61	－	－
38	秋田市御所野元町3丁目2番地【御所野団地交差点】	●		R5完了	201.73	－	－
39	秋田市仁井田目長田3丁目1番地【四ツ小屋入口交差点】	●	●	R4完了	148.54	0	減少
40	秋田市卸町2丁目2番地【古川添交差点】	●	●	事業中	344.88	事業中	－

事故データ：イタルダ区間別データ
（対策後死傷事故率についてR3対策完了はR4~R5事故データ、R4完了はR5事故データより算出）

4. 今後のスケジュール

●今回は、令和3年度指定事故ゼロプランの進捗及び事業予定について報告しました。
●次回は、令和3年度指定事故ゼロプラン指定箇所における進捗状況の報告と、事故ゼロプラン対策実施箇所における効果検証結果について報告を行う予定です。

■スケジュール案

時期	内容
令和7年7月31日（木） （第1回安推連）	・令和3年度指定事故ゼロプラン指定箇所における進捗及び事業予定の報告（令和7年7月末時点）
令和8年2月予定 （第2回安推連）	・令和3年度指定事故ゼロプラン指定箇所における進捗状況の報告（令和8年2月末時点） ・事故ゼロプラン対策実施箇所における整備効果検証結果の報告
令和8年度以降	・事故ゼロプランの状況について継続的に報告予定

横山立体交差点における
交通安全対策について

目次

1. 令和6年度の報告内容
2. 令和7年度の実施内容
3. 今後のスケジュール

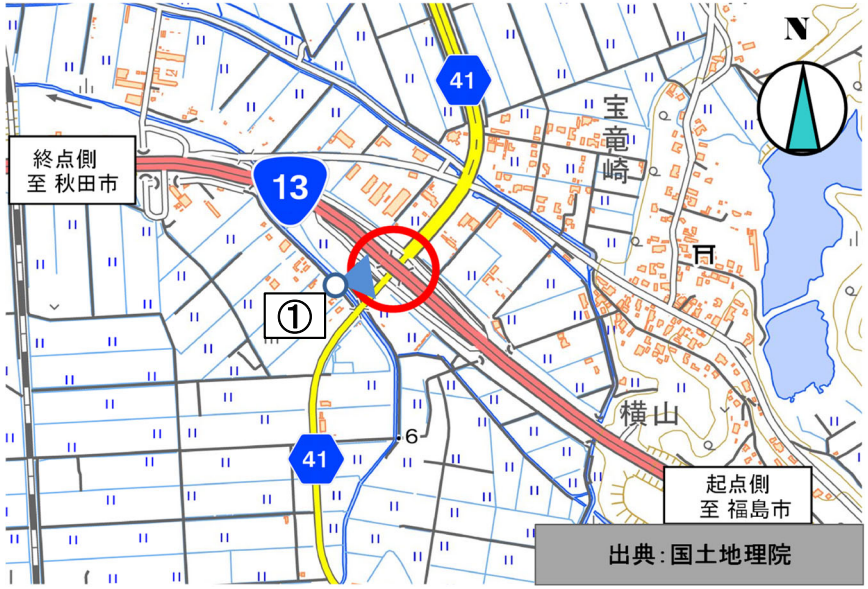
1. 令和6年度の報告内容【交差点概要】

【概要】

●横山立体交差点は、一般国道13号と県道41号（秋田昭和線）が交差する立体交差点です。

●令和3年に4件の死傷事故が発生したことにより、**日本損保協会の事故多発交差点に選定**されており、**次期事故危険箇所となる可能性が高い**箇所です。死傷事故率（R1-R4）は173.4件/億台kmです。管内平均と比べて追突事故、右折時事故の割合が高い状況です。

●主方向となる県道41号の交通量は、31,599台/日となっています。（R3センサス交通量より）



▲ 位置図

現地写真①



▲ 当該箇所の様子

【令和4年　事故多発交差点】

ワースト1
・戸蒔交差点

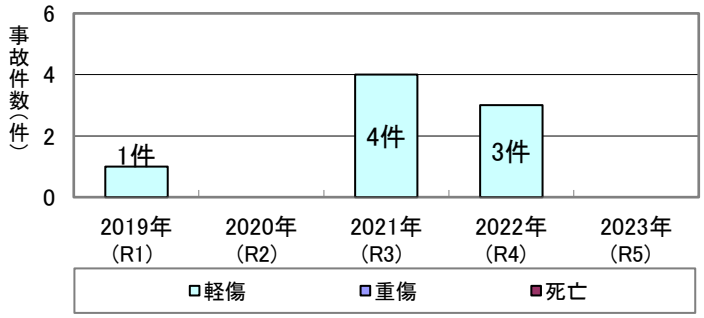
ワースト2
・秋田市茨島二丁目
8番36号付近交差点

ワースト2
・山王十字路交差点

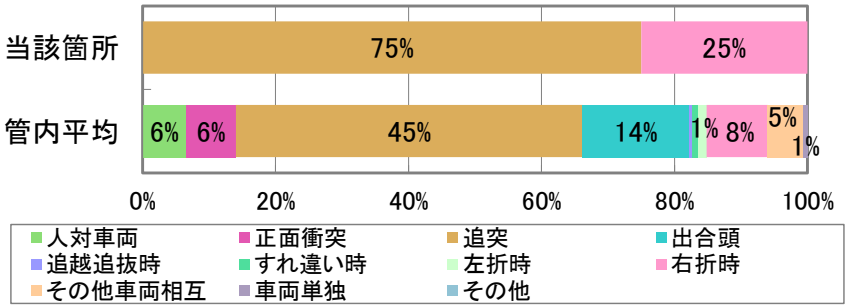
ワースト2
・横山立体交差点

ワースト2
・大館市餌釣字山王岱
25番地付近交差点

▲令和4年　秋田県内の事故多発交差点
出典：日本損害保険協会



▲死傷事故発生状況の推移



▲死傷事故発生状況（事故類型別）

1. 令和6年度の報告内容【事故要因、対策案】

①追突事故（国道13号上り線オフランプ）

【道路交通環境等】
- 国道13号上り線から県道41号につながるオフランプで、左折レーンが2車線と右折レーン1車線で構成。

【想定される事故発生要因】
- 下り勾配と、南側はのり面のため、日照の影響により路面凍結が発生しやすい状況です。
- 第2車線が左折レーンとなるなど、車線運用が複雑なため、誤認しやすい道路環境となっています。

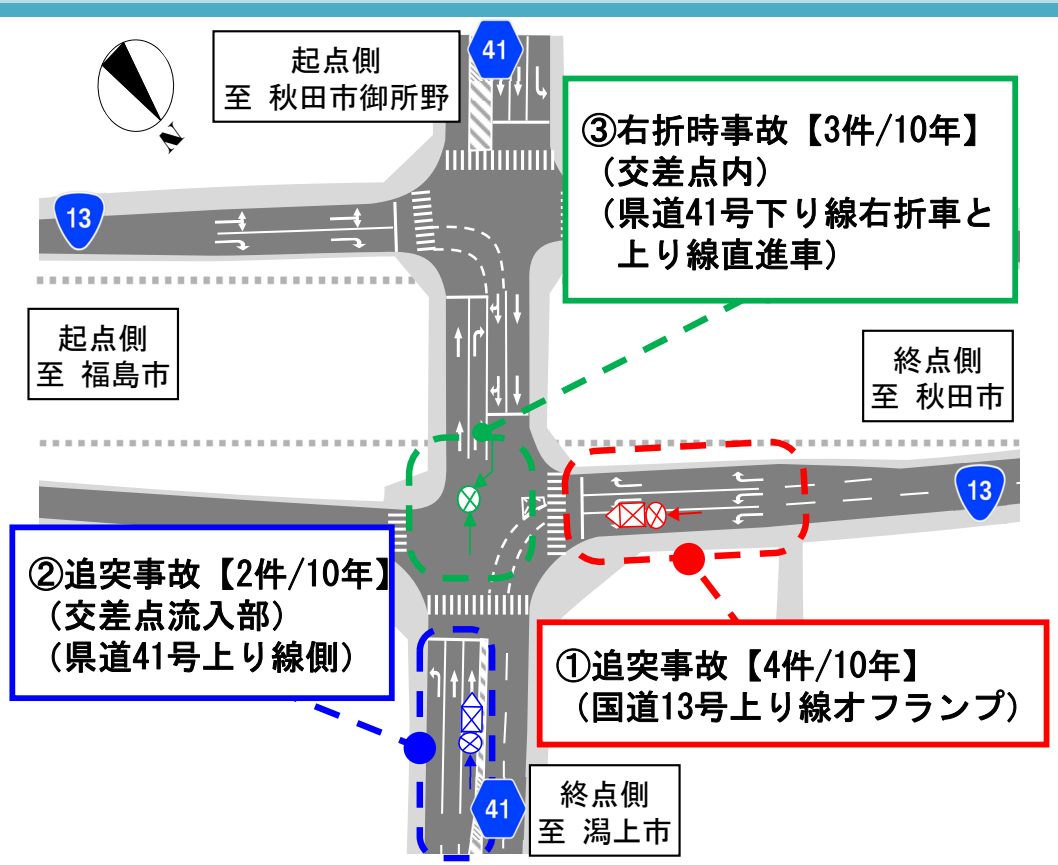
【対策案】
- 簡易可変注意標識　・注意喚起路面表示（追突注意、交差点注意）　・すべり止め舗装

②追突事故（県道41号上り線側）

【道路交通環境等】
- 外回りの交差点形式となっており、本線を挟んで南北に信号灯器が設置された2段階制御となっています。

【想定される事故発生要因】
- 県道41号上り線流入部において、右折待ち車両が滞留した際に、後続車は北側の停止線手前で待機する必要があり、発進・停止の動静を見誤りやすい状況です。

【対策案】
- ラバーポール　・注意喚起路面表示



▲事故発生状況図

対策案



▲注意喚起路面表示



◀ラバーポール



▲簡易可変注意標識

1. 令和6年度の報告内容【事故要因、対策案】

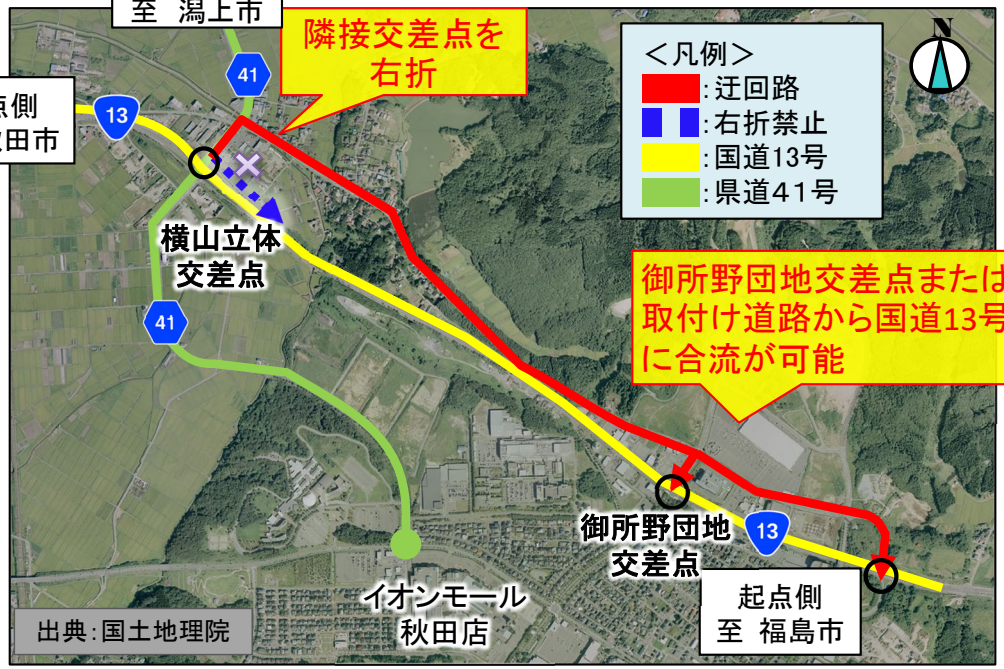
③右折時事故（県道41号下り線右折車と上り線直進車）

【道路交通環境等】
- 県道41号下り側流入部の車線運用は、第1車線が直進レーン、第2車線が直進・右折レーンとなっています。

【想定される事故発生要因】
- 右折専用レーン、専用現示がないため青丸時に対向直進車の間隙を縫って右折する必要があります。
- 時差式信号ですが、下り線方向(右折車側)が先に赤丸となる信号制御となっています。青丸⇒赤丸への切り替わり時に（全赤と思い込み）対向直進車が停止すると誤認し、無理な右折を誘発する状況です。

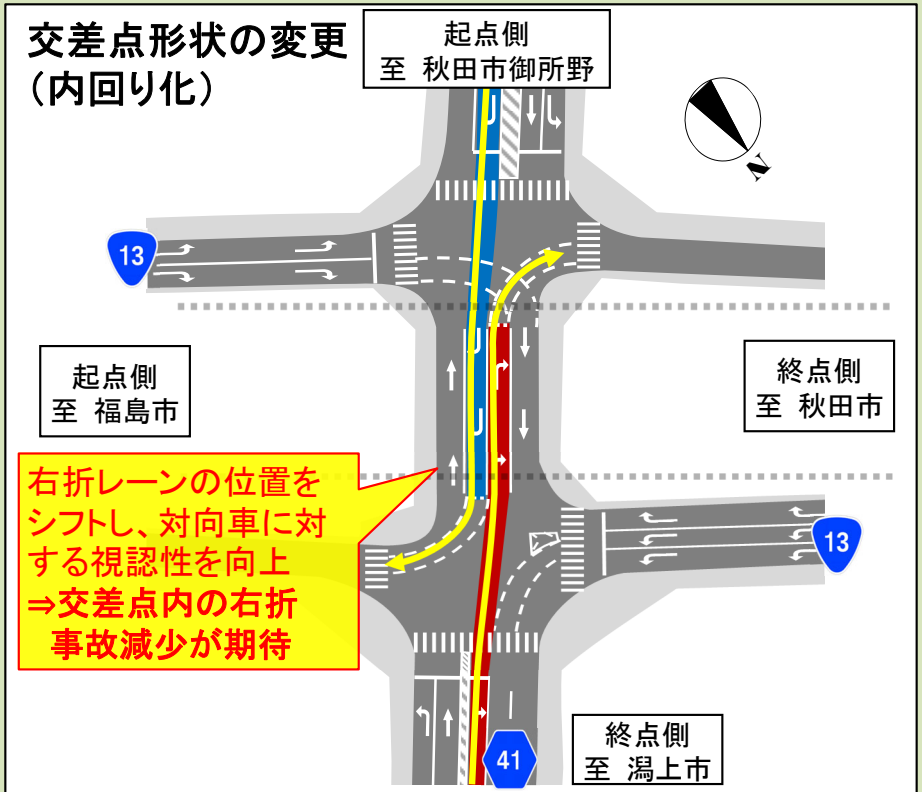
【対策案】
・ 法定外看板やラバーポールによる注意喚起　・ 信号現示運用の変更　・ 右折禁止　・ 交差点形状の変更

右折禁止



▲右折禁止とした際の迂回路図

交差点形状の変更（内回り化）



2. 令和7年度の実施内容

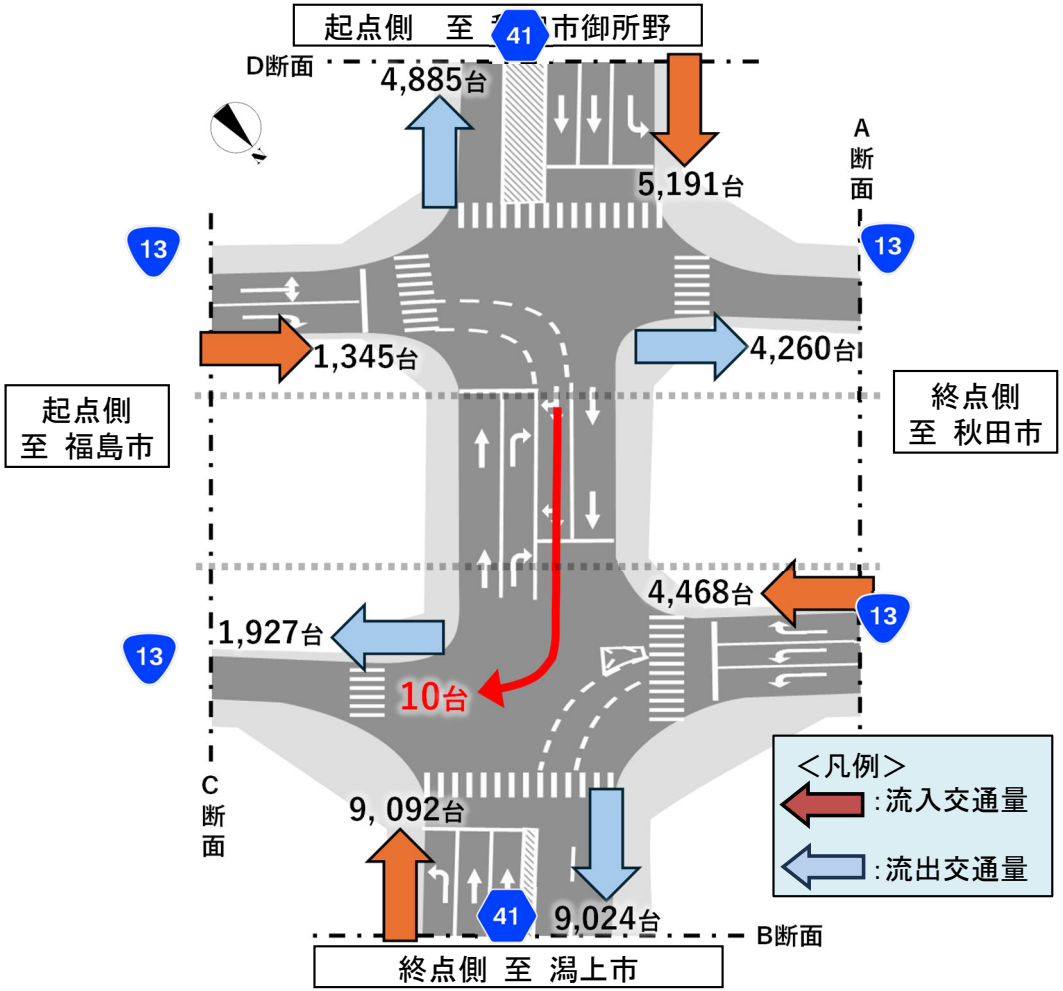
【交通実態調査】 調査日時 R7.5/14（水）7:00～19:00（昼間12時間）

●県道41号下り線からの右折を禁止した際の交通影響を把握するため、交通量調査を実施しました。

●県道41号上り線（潟上市方面）からの交通量が最も多くなっており、東進右折待ち車両の影響で上流側交差点を超えて滞留していました。（最大260m）。

●県道41号下り線側（秋田市御所野方面）から右折する車両は、昼間12時間で10台でした。

方向別交通量（7:00-19:00）



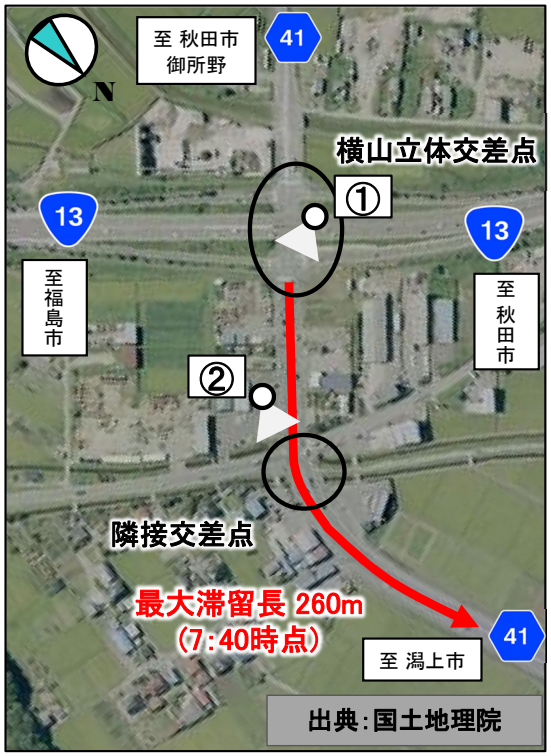


▲潟上市方向滞留の様子



▲隣接交差点の様子

滞留長（県道41号上り線方向）



3. 今後のスケジュール

【今後の方針について】

●道路管理者や交通管理者、有識者、道路利用者など多角的な視点から現状を確認し、事故発生要因を的確に捉えて対策案に反映することを目的として、**当該交差点において、合同での交通安全点検を実施する予定です。**

＜合同現地点検概要＞

日時：令和7年9月頃予定

場所：横山立体交差点、秋田河川国道事務所

内容：現地にて合同点検を行った後、現地での気づきや想定される事故要因および対策方針について意見交換を行います。

参加者：安推連事務局、アドバイザー等

合同現地点検

・実際に現地に赴き、危険事象について確認します。



◀実施イメージ 現地確認の

合同現地点検後意見交換会

・参加者から、各立場から設置を希望する対策案について共有します。

・事故の削減に有効となる対策案について討議します。



◀実施イメージ 意見交換会の

対策案の検討

・参加者から、いただいた意見を踏まえて対策案を検討します。（検討結果は第2回安推連で報告予定）

3. 今後のスケジュール

●今回（第1回安推連）は、交通量調査の結果を踏まえた右折禁止対策について対策実施の実現性を確認しました。
●次回（第2回安推連）は、今後実施する合同現地点検を踏まえた対策案の報告を行う予定です。

時期	内容
令和7年3月4日 （R6年度安推連）	・横山立体交差点における現況課題と想定される事故要因について報告。
令和7年7月31日（木） （R7年度第1回安推連）	・交通量調査の結果について報告。 ・現地点検等、今後のスケジュールについて報告。
令和8年2月予定 （R7年度第2回安推連）	・合同現地点検結果と、意見を踏まえた対策案の報告。
令和8年度以降	・対策実施（対策後、整備効果について検証し安推連にて報告予定）。

資料②

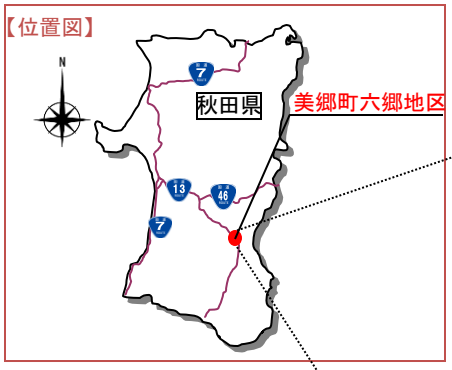
生活道路の交通安全対策について
【美郷町・六郷地区】

目次

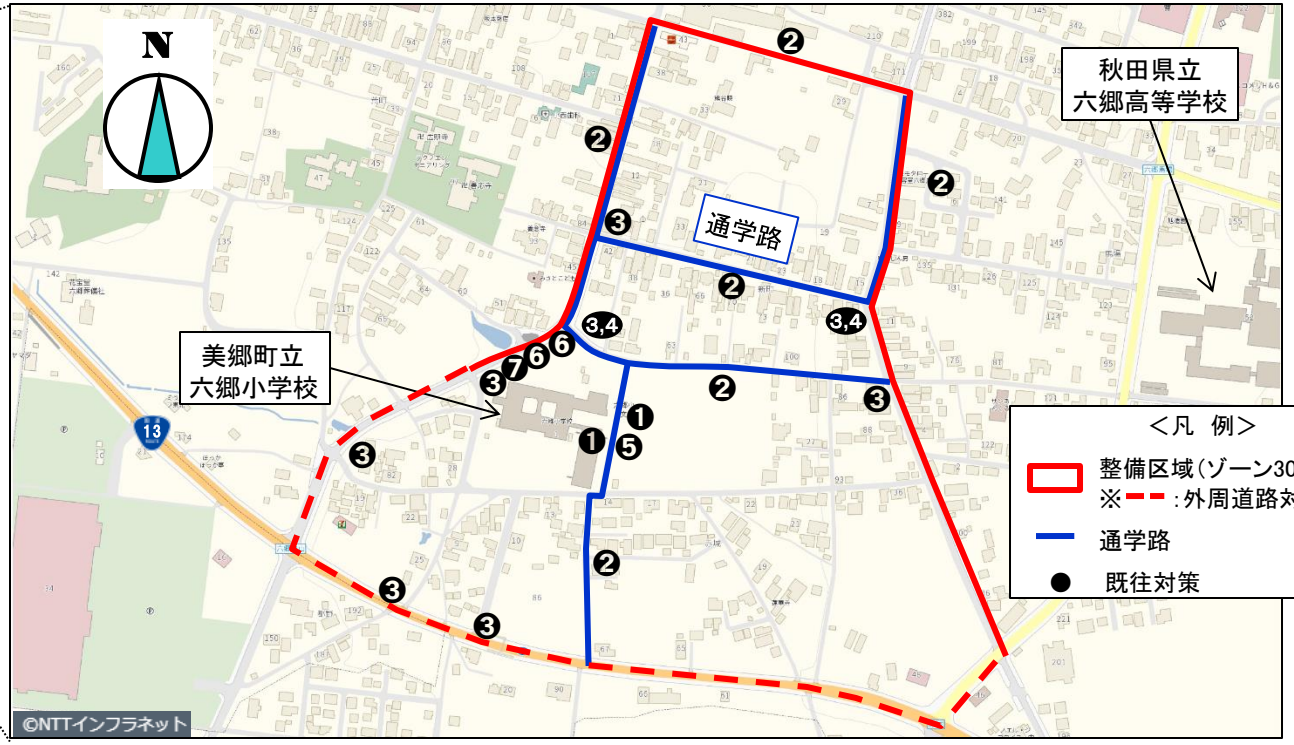
1. 美郷町六郷地区の概要
2. 整備計画
3. 整備状況
4. 周知活動
5. ゾーン30プラスの実施フローと検討状況
6. 今後のスケジュール

1. 美郷町六郷地区の概要

●美郷町六郷地区は、国道13号の北側に位置するゾーン30エリアです。
●エリア内に六郷小学校が含まれており、通学路となっている路線が存在しています。
●これまでも狭さくやグリーンベルト、横断歩道のカラー化等が行われてきましたが、依然として小学校西側の横断歩道付近や通学路において速度の高い車両が存在しており危険であるとの意見が挙げられています。



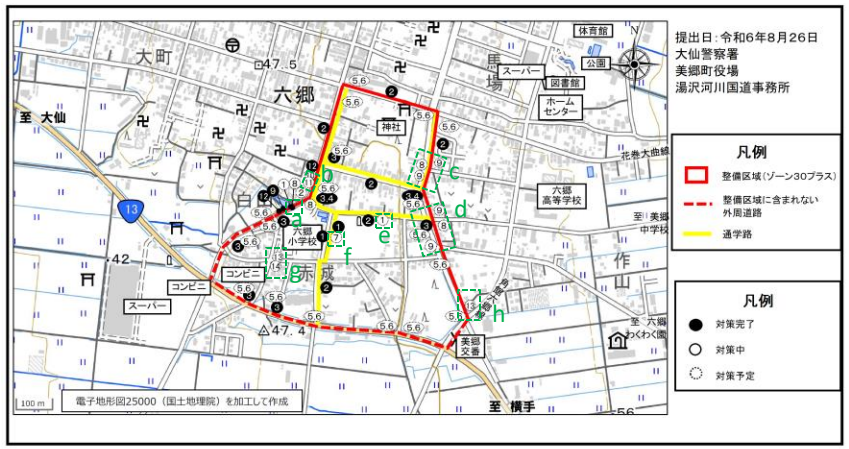
No.	対策内容	No.	対策内容	No.	対策内容	No.	対策内容
1	狭さく	3	30km/h規制（標識）	5	カラー舗装化	7	立体路面表示
2	グリーンベルト	4	30km/h規制（路面標示）	6	横断歩道のカラー化		



▲ 美郷町六郷地区の概況

2. 整備計画（対策イメージ）

●データ分析や合同現地点検を踏まえた整備計画を令和6年度の安推連にて諮り、了承を得ました。



管理番号	都道府県名	市町村名	地区名	整備計画作成年月
	秋田県	仙北郡美郷町	六郷地区	R6. 8

【短期対策】

No	対策内容	箇所数	地元の合意状況	対策着手（予定）時期	対策完了（予定）時期
1	狭さく	4	全て合意済	R4. 4	R7. 3
2	グリーンベルト	7	全て合意済	R4. 4	R7. 3
3	30km/h規制（標識）	8	全て合意済	H25. 8	H25. 8
4	30km/h規制（路面標示）	2	全て合意済	H25. 8	H25. 8
5	ゾーン30プラス看板	18	全て合意済	R6. 10	R7. 3
6	ゾーン30プラス路面表示（法定外表示）	18	全て合意済	R6. 10	R7. 3
7	カラー舗装化	1	全て合意済	R6. 10	R7. 3
8	横断歩道のカラー化	4	全て合意済	R6. 10	R7. 3
9	立体路面表示	5	全て合意済	R4. 4	R7. 3
10	減速ドットライン	1	全て合意済	R4. 4	R7. 3
11	「横断者注意」法定外看板	1	全て合意済	R6. 10	R7. 3
12	「横断者注意」路面表示	2	全て合意済	R4. 4	R4. 8
13	外側線	2	全て合意済	R6. 10	R7. 3
14	停止線	1	全て合意済	R6. 10	R7. 3
15	交通違反取締	区域内			

推進体制・構成メンバー

＜推進体制＞
・美郷町交通安全対策協議会
・秋田県道路交通環境安全推進連絡会議

＜構成メンバー＞
・美郷町（道路管理者）
・秋田県仙北地域振興局
・大仙警察署
・美郷町交通安全協会
・大仙地区安管事業主会
・美郷町校長会
・美郷町PTA連合会
・美郷町議会
・美郷町交通指導隊
・美郷町老人クラブ連合会
・湖沢河川国道事務所

⑤⑥ゾーン30プラン（看板、路面表示）



看板　路面表示

a.狭さく
グリーンベルト
横断歩道カラー化



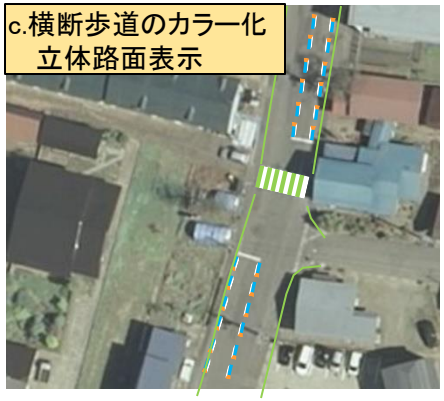
b.「横断者注意」看板



b.減速ドットライン



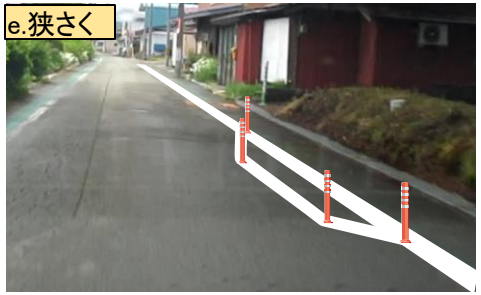
c.横断歩道のカラー化
立体路面表示



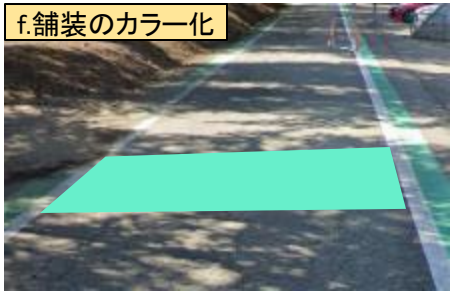
d.横断歩道のカラー化
立体路面表示



e.狭さく



f.舗装のカラー化



g.停止線、外側線設置

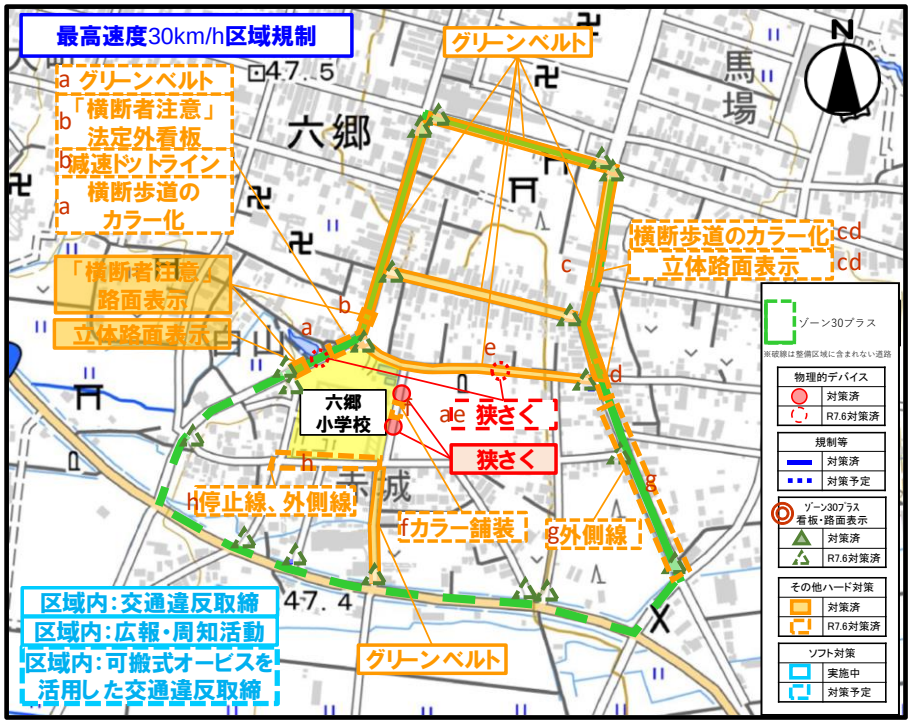


h.外側線設置



3. 整備状況（施工後の現地写真）

●整備計画を踏まえてR7.6に対策を施工しました。



【警察（大仙警察署）】最高速度30km/h区域規制、交通違反取締（可搬式オービスの活用） など
【道路管理者（美郷町役場）】狭さく、ゾーン30プラス看板および路面表示、横断歩道のカラー化、
R7.6対策実施 グリーンベルト、立体路面表示、減速ドットライン、カラー舗装、
「横断者注意」看板および路面表示、外側線、停止線　など
【地域（六郷小学校PTA）】登下校時の見守り活動
【警察（大仙警察署）、道路管理者（美郷町役場）】広報・周知活動



















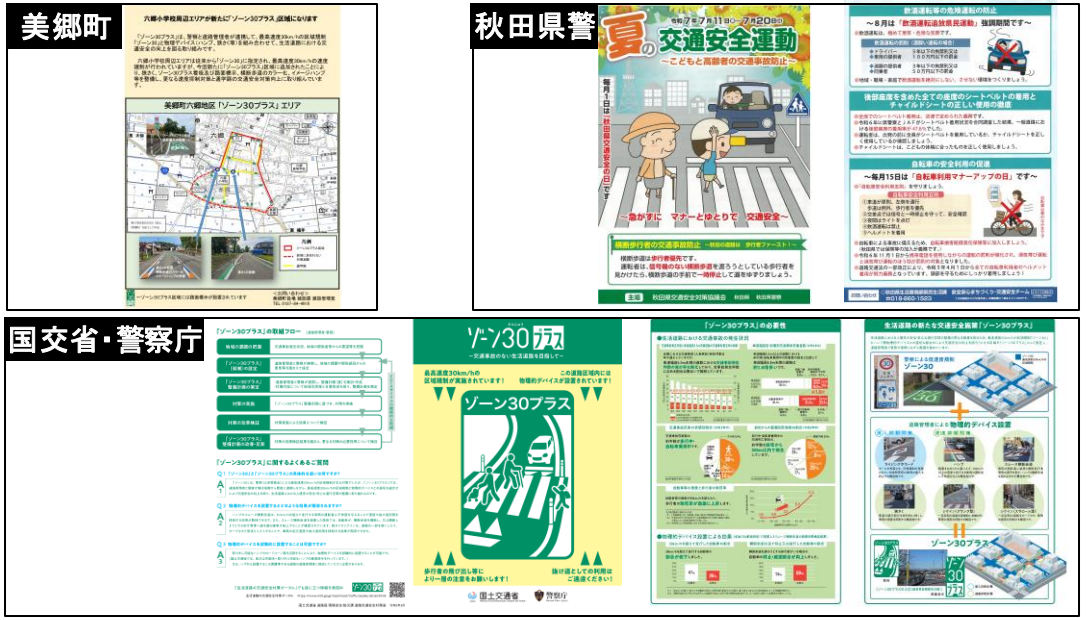


4. 周知活動（道路管理者(美郷町役場)と警察(大仙警察署)の協同）

●R7.7.15（火）7:30~8:30に道路管理者（美郷町役場）と警察（大仙警察署）が協同で通行車両のドライバーに200部のチラシを配布する等のゾーン30プラスの合同周知活動を実施しました。
●R7.9以降に可搬式オービスを活用した交通違反取締（速度確認）の実施に向けて調整をしています。



▲周知活動の実施場所



▲周知活動で配布したチラシ





▲周知活動の実施状況

R7.9以降に可搬式オービスを活用した交通違反取締（速度確認）の実施に向けて調整中

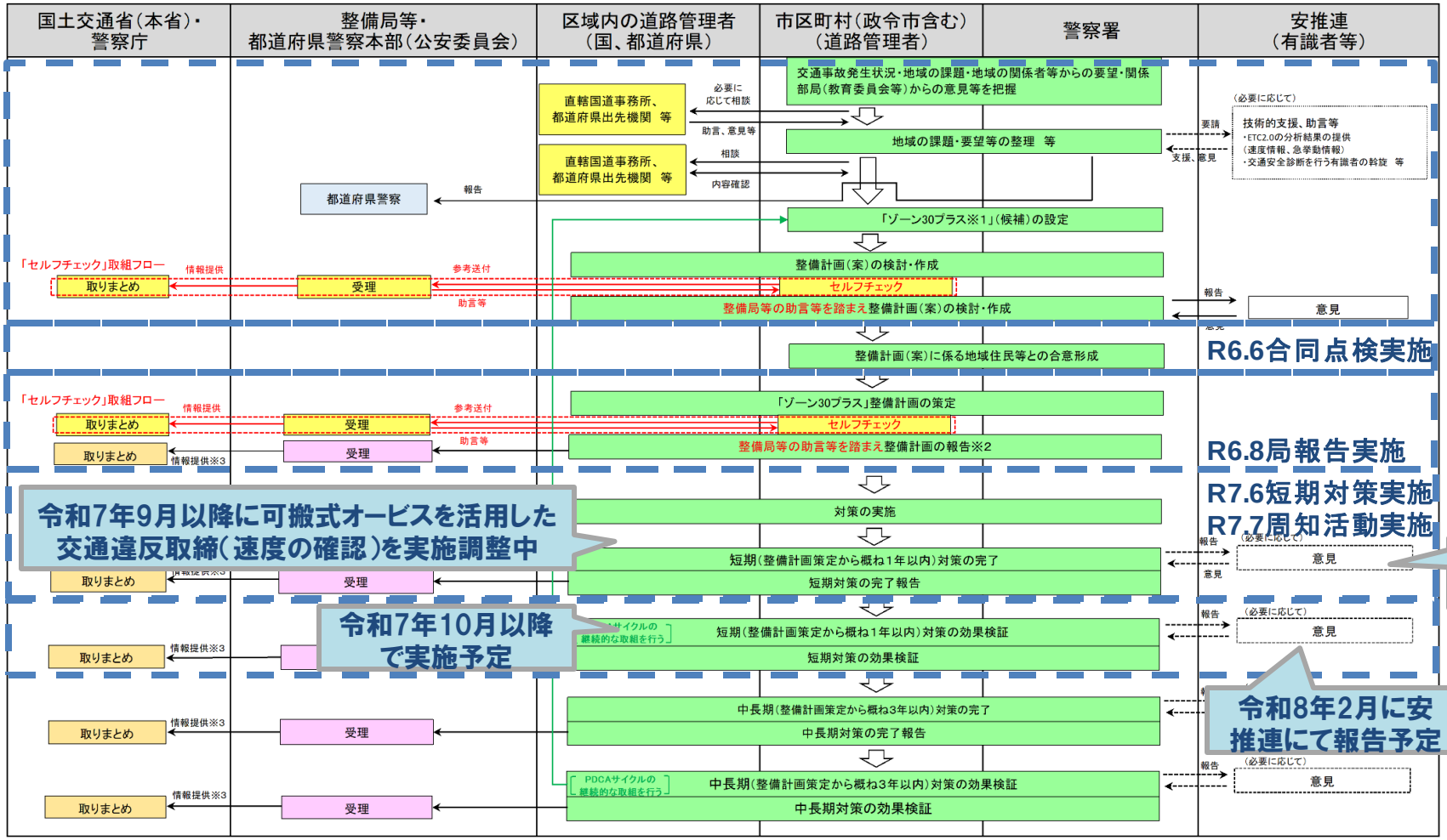


▲仙台市 原町本通り地区の移動式オービスによる交通違反取締り状況
（出典：生活道路の交通安全対策ポータル
https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/syokai-jirei.html）

5. ゾーン30プラスの実施フローと検討状況

●令和7年6月中に短期対策の実施、7月15日（火）に道路管理者と警察による合同周知活動の実施
●令和7年9月以降に可搬式オービスを活用した交通違反取締（速度確認）の実施調整中
●令和7年10月頃にETC2.0プローブデータを活用した効果検証を実施予定
●令和8年2月頃に安推連にて効果検証結果を報告予定

▼取組フロー



6. 今後のスケジュール

●今回は、整備計画を踏まえた整備状況について報告しました。
●次回は、整備効果の検証結果について報告を行う予定です。

■スケジュール案

時期	内容
令和7年7月31日（木） （第1回安推連）	・整備計画を踏まえた整備状況の報告 ・道路管理者（美郷町役場）と警察（大仙警察署）による合同周知活動状況の報告
令和8年2月予定 （第2回安推連）	・整備効果の検証結果の報告

通学路の取組についての現状

目次

1. 通学路等の交通安全対策実施の背景

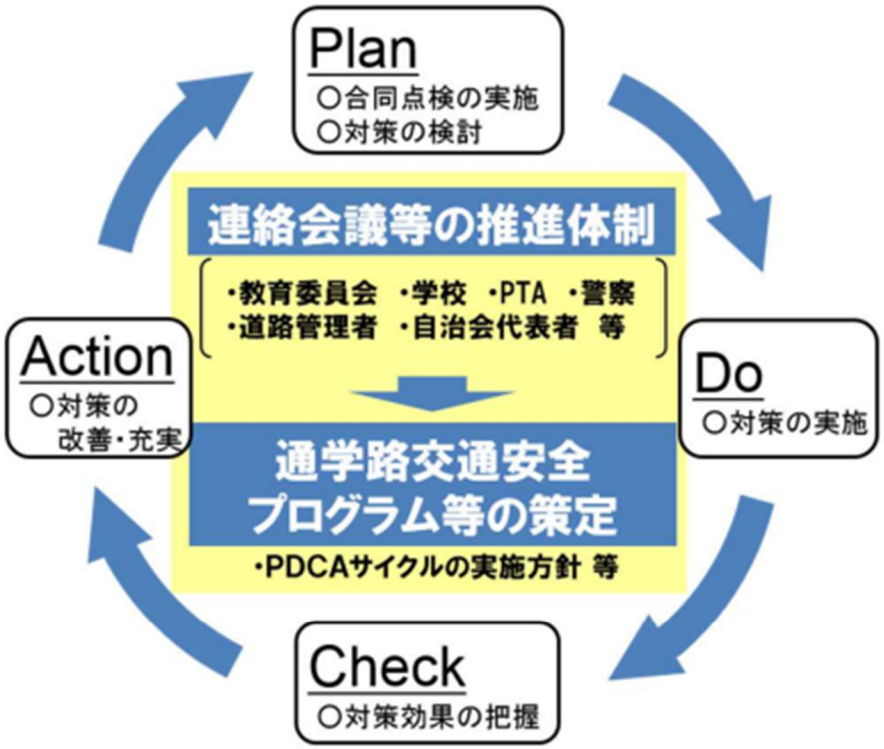
2. 通学路安全対策の取組

3. 今後のスケジュール

1. 通学路等の交通安全対策実施の背景

●平成24年に京都府亀岡市で発生した事故や令和元年に滋賀県大津市で発生した事故、令和3年に千葉県八街市で発生した事故をふまえ、これまでに関係府省庁と連携し、通学路や未就学児の移動経路の合同点検や安全対策を実施してきました。
●早期の安全確保に向けて対策の実施を推進するとともに、PDCAサイクルによる取り組みも推進していきます。
●秋田県道路交通環境安全推進連絡会議会則の「第3条：適用範囲」に記載されている「生活道路における暮らしの安全確保（コミュニティ・ゾーン）」に基づき、通学路安全対策の取組について報告します。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



【静岡県浜松市の取組例】

ＰＤＣＡサイクルの年間スケジュールを作成し、関係者が実施・報告すべき内容・時期等を明確化することで、通学路の安全確保に向けた取組を継続的かつ着実に推進中

合同点検





市教育委員会、道路管理者（国、県、市）、警察、学校、ＰＴＡ等による合同点検を定期的に実施

対策



側溝蓋掛けによる歩行空間の確保

連絡会議



対策の報告、効果検証、次年度作業計画策定

秋田県警察本部　交通規制課の取組

1　通学路の合同点検

令和３年から始まった「通学路における緊急合同点検」では警察対応箇所96箇所120対策メニューを抽出し、令和５年10月末時点で対策を全て完了している。

その後も、毎年、各警察署で継続して通学路合同点検を実施し規制計画に反映されている。（令和６年中小学校47校、中学校13校）






通学路合同点検




横断歩道塗り直し



横断歩道新設

2　今後の通学路対策について（方針）

○　通学路周辺における街頭活動の強化

通学路周辺において、児童に対する通行方法の街頭指導を行うとともに、赤色灯を点灯したレッド警戒走行や交差点での街頭監視などの活動を推進する。

○　交通安全教育の徹底

学校と連携した交通安全教室を開催し、子供の交通安全意識の向上を図る。

○　悪質・危険性の高い交通違反の指導取締りの徹底

登下校時の通学路周辺において、横断歩行者等妨害等違反及び速度違反の指導取締りを強化するほか、昼夜を問わず飲酒運転の指導取締りを行う。

○　広報・啓発活動の推進

各種キャンペーンの実施等、あらゆる機会及び広報媒体を活用し、地域住民と児童の交通事故防止意識の高揚が図られるよう、関係機関・団体、交通ボランティア等と連携を密にしながら広報・啓発活動に努める。

○　効果的な交通規制

「ゾーン30」規制をはじめとする、通行車両の総量抑制と子供の安全を確保することを目的とした交通規制の見直しを行う。

秋田県の取組

○通学路合同点検について

1　合同点検の実施箇所数と対策内容

点検実施箇所数	４５３箇所
対策必要箇所数	３４７箇所
道路管理者分	１５４箇所（国８、県５７、市町村８９）
うち県道路管理者分	５７箇所
対策済箇所	３４箇所（令和７年３月末現在）
※暫定的な対策を含む	５７箇所（対策率１００％）

令和６年度は、（主）男鹿半島線の金川工区と（主）能代二ツ井線の鰄渕交差点における２箇所の本対策が完了した。

2　令和６年度の通学路の安全対策について



（主）男鹿半島線
男鹿市金川（側溝、グリーンベルト設置）



（主）能代二ツ井線
能代市鰄渕（凍結抑制剤散布）



（主）角館六郷線
大仙市豊川下桜田（暫定対策）



（主）神岡南外東由利線
大仙市南外坊田（暫定対策）

3　今後の予定

暫定的な安全対策は実施済。

現在、対策工事を実施している（歩道設置等時間を要する）箇所について、早期完成を目指して事業を進めていく。

3. 今後のスケジュール

●今回は、通学路安全対策の取組（令和7年7月末時点）について報告します。
●次回は、通学路安全対策の取組（令和8年2月末時点）について報告を行う予定です。

■スケジュール案

時期	内容
令和7年7月31日（木） （第1回安推連）	・通学路安全対策の取組実施状況 （令和7年7月末時点）
令和8年2月予定 （第2回安推連）	・通学路安全対策の取組実施状況 （令和8年2月末時点）
令和8年度以降	・通学路安全対策の取組実施状況について継続的に報告予定

路面標示の効率的･効果的な維持管理について

目次

1. 路面標示の効率的･効果的な維持管理における検討の背景･方針

2. 三重県内道路路面標示連絡調整会議の事例

3. 能代河川国道事務所における取り組み事例

4. 今後のスケジュール

1. 本協議事項における背景・方針

【背景】

●道路管理者が設置・管理する道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35 年総理府・建設省令第3号、以下「標識令」といいます。）における区画線や標識令に定められていない法定外の表示については、各道路管理者にて適切に維持管理されるものですが、これらの施設は、他の道路管理者が管理する区画線等及び警察が管理する横断歩道等の道路標示等と一体となって、安全で円滑な道路交通の確保を担うことから、区画線、道路標示及び法定外の表示（以下「路面標示」といいます。）の管理について、他の道路管理者や警察との連携を図る連絡調整体制を構築するなど、効率的・効果的に維持管理を行う取組を推進する予定です。

【方針】

●秋田県道路交通環境安全推進連絡会議（事務局会議）の中で路面標示の効率的・効果的な維持管理に向けて、状況の共有や対策案の検討、同時施工等の調整や協議を行う方針です。

※先行事例として、三重県内で実施している調整会議の概要および交通安全対策の効率的な維持管理を目的として能代河川国道事務所管内で導入している劣化診断システムの概要を次ページ以降で紹介します。

2. 三重県内道路路面標示連絡調整会議の事例

別紙

三重県内道路 路面標示連絡調整会議の概要

令和７年３月
三重県 県土整備部 道路管理課

2. 三重県内道路路面標示連絡調整会議の事例

1．設立の背景

路面標示の維持管理に関する課題

①劣化状況の把握が困難

・管理延長が長く、点検精度の確保が困難

・一連の区画線で劣化が不均一に生じる



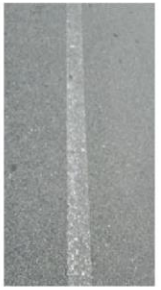


②路面標示の耐用年数が不明

・路面標示の劣化要因は様々で不明な点が多く、要因毎の耐用年数も不明

・「更新」を計画的に行う場合、耐用年数の把握が必要







③路面標示の施工方法の検討・調整

・発注者毎に路面標示の更新年度、発注時期が異なる

・道路交通への影響を最小限にしつつ効率的に更新を進めるためには、管理者間の連携と積極的な事前調整が重要



2. 三重県内道路路面標示連絡調整会議の事例

2． 会議の体制

・路面標示に関する課題をふまえ、三重県内の路面標示に関することについての意見交換・検討・調整等、各管理者間で連携を行うことで、道路利用者等の安全確保に資することを目的として、 **国、県警、県**の３者で構成された**三重県内道路 路面標示連絡調整会議**を令和２年７月に設立
・三重県内道路 路面標示連絡調整会議の下部組織として、個別課題等について検討・調整を行う**ワーキンググループ（WG）**を設置

ワーキンググループ（WG）

構成員（路面標示担当者）
・国土交通省 北勢国道事務所
・国土交通省 三重河川国道事務所
・国土交通省 紀勢国道事務所
・三重県 警察本部 交通規制課
・三重県 県土整備部 道路管理課（事務局）
・１４市町
（桑名市、いなべ市、東員町、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、度会町、鳥羽市、名張市、御浜町、紀宝町）
※R7.3月末時点

報告

指示

三重県内道路 路面標示連絡調整会議

会員
・国土交通省 北勢国道事務所 副所長
・国土交通省 三重河川国道事務所 副所長
・国土交通省 紀勢国道事務所 副所長
・三重県 警察本部 交通規制課長
・三重県 県土整備部 道路管理課長
（事務局：三重県県土整備部 道路管理課）
※R7.3月末時点

設立時は事務所長、県警交通部長、県土整備部長で開始。令和7年3月の回から上記の体制

路面標示に関する取組内容

１．同時施工の推進
２．劣化状況のモニタリング調査
３．ＡＩ技術活用による劣化状況等の把握
４．その他（新たな交通規制、交通安全対策に関する取組 等）



2

2. 三重県内道路路面標示連絡調整会議の事例

3．取組事例（同時施工の推進）

同時施工の推進

・３者（国・県警察・県）が連携し、交差点等で路面標示の同時施工を推進
・令和６年度は県内７０箇所で同時施工を実施

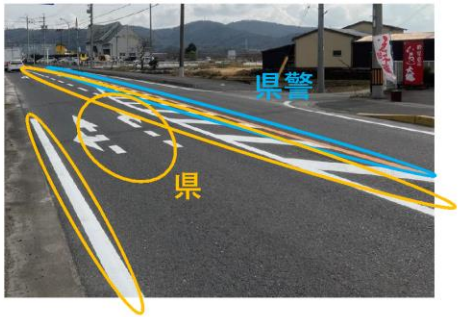
【同時施工（国・県警察・県）事例】東長島南交差点



【令和６年度 同時施工 実績】

		令和６年度実績
同時施工		７０箇所
	県管理道路（県・県警察）	６０箇所
	直轄国道と県管理道路の交差点（国・県・県警察）	１０箇所
市町を含めた同時施工（市町と国・県・県警察）		３３箇所

【同時施工（県・県警）事例】国道１６３号



2. 三重県内道路路面標示連絡調整会議の事例

4．取組事例（劣化状況のモニタリング調査）

長寿命化に向けた高耐久性塗料の活用

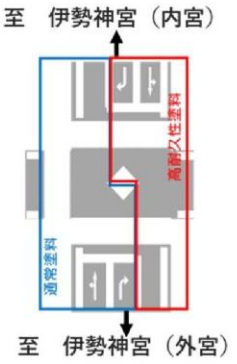
・令和３年度に県内の交差点等７７箇所で通常塗料と高耐久性塗料を試験施工
・モニタリング調査を実施し、路面標示の劣化要因、劣化速度などを分析

【高耐久性塗料の特徴】
・路面標示の通常塗料は、耐摩耗性※が２００mg以下
一方、高耐久性塗料は、耐摩耗性が５０mg以下のもの（既存の製品）を使用
・高耐久性塗料の工事費は通常塗料の約１．４倍
※耐摩耗性とは、JISで定められた試験により塗膜を摩耗させた時の塗膜の摩耗量

【施工例】県道伊勢磯部線
（モニタリング調査例）　交通量:10,000≦X（台/日・上下）、交差点部







2. 三重県内道路路面標示連絡調整会議の事例

5．取組事例（ＡＩ技術等活用による劣化状況等の把握）

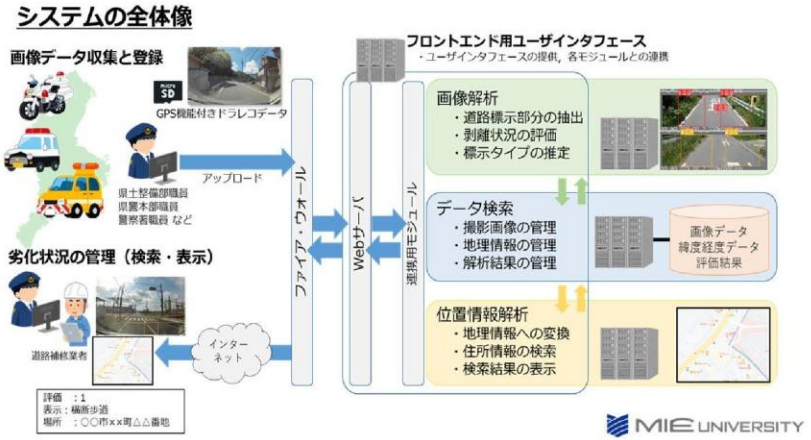
令和３年度

・三重大学の協力を得て、ＡＩを活用した路面標示劣化検知システムを県警察、県が参画し共同でシステム開発を開始し試作機を開発

令和４年度

・開発した路面標示劣化検知システムの実証試験を開始
・検知精度向上・操作性の改善





車両に搭載した
ドライブレコーダーで
撮影した動画をシステムに
アップロードし剥離度評価









2. 三重県内道路路面標示連絡調整会議の事例

5．取組事例（ＡＩ技術等活用による劣化状況等の把握）

令和５年度

・県警察及び県において、劣化状況モニタリング調査への活用を開始
・引き続き、路面標示劣化検知システムの検知精度向上への取組

令和６年度

・AIを活用した路面標示の剥離度判定が有効であることを確認
・令和３年度から共同で進めてきたシステム開発は今年度で完了とし、今後は安価で使いやすい民間のシステム等も広く調査した上で、更なる業務効率化を目指す

モニタリング調査での運用例

モニタリング調査を実施している横断歩道を評価

横断歩道①を剥離度４
横断歩道②を剥離度３と評価



3. 能代河川国道事務所における取組事例

【１．背景・目的】

【背景】

●国土交通省では、平成22年より「事故ゼロプラン」の取組として、事故データや地域の声に基づき事故危険区間を抽出し、計画的・重点的に交通安全対策を進めています。その結果、着実に死傷事故件数は減少していますが、カラー舗装や路面表示などの交通安全対策は、施工から一定期間が経過し、劣化の進行によりドライバーへの注意喚起機能が十分に発揮されていないケースが各地で見られます。

【目的】

●360°カメラを用いた交通安全対策の劣化診断手法と効率的な維持管理を行うためのツールについて開発・運用を行い、効率的な維持管理を実施しています。



▲ 施工直後（R1.7時点　大曲交差点）



▲ 経年劣化後（R5.8時点　大曲交差点）

3. 能代河川国道事務所における取組事例

【２．３６０°カメラを用いた劣化診断調査】

【STEP1】

● 360° カメラと高精度衛星測位システムを搭載した車両が調査区間を走行し画像を取得します。

撮 影







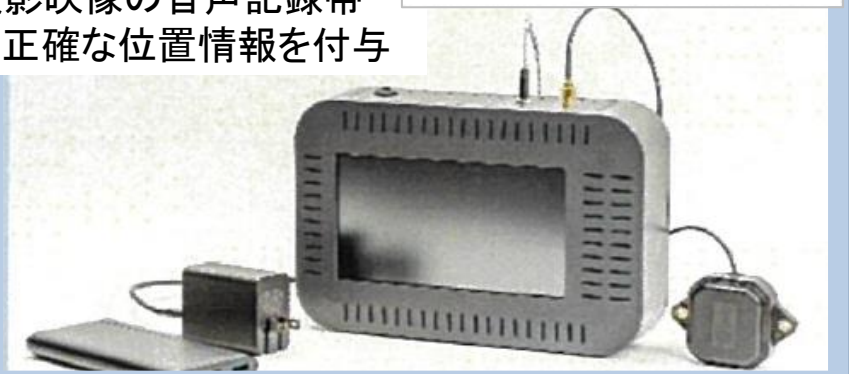
GNSSデータロガー

GNSS BeatBox

GNSSから取得する
位置情報と映像を同期

撮影映像の音声記録帯
に正確な位置情報を付与

特許取得
（特許第7148910）



株式会社ナカシャクリエイテブ様の機材をレンタル

3. 能代河川国道事務所における取組事例

【２．３６０°カメラを用いた劣化診断調査】

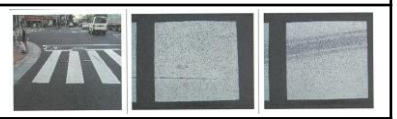
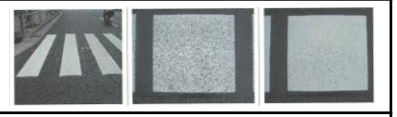
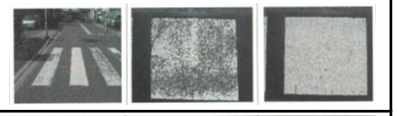
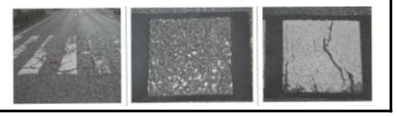
【STEP2】

● 撮影した動画を位置情報（座標）が付与された画像に変換。路面標示ハンドブックに記載の区画線劣化基準にてランク1～5を判定します。



▲ 360° カメラ画像撮影イメージ

人手による
目視観測

ランク		評価内容	劣化基準
5	健全	標示全体が維持されており、摩耗が少なく、剥離がみられない。 経時による塗膜の劣化がみられない。	
4	予防保全段階	摩耗の進行と若干の剥離が見られるが、標示全体の形状は維持されている。 割れ、クラック等の経時による劣化がわずかに見られる。	
3	早期措置段階	摩耗又は剥離により、標示の中に舗装路面の露出が見られる。 標示全体の形状は維持されているものの、経時による表面の劣化、割れ、クラックが見られる。	
2	準緊急措置段階	摩耗又は剥離が進行し、標示の形状において不鮮明な部分が見られるようになる。 経時による表面の劣化、割れ、クラックが著しい。	
1	緊急措置段階	摩耗、剥離が進行し、標示の形状、機能がほとんどない。 経時による表面の劣化、割れ、クラックが顕著である。	

▲ 区画線劣化基準　　出典：路面標示ハンドブック

3. 能代河川国道事務所における取組事例

【３．専門ツールによる診断結果のデータベース化】

●劣化診断に用いた画像、対策内容や履歴、診断結果は、html形式のデータベースとして、専用ツールにより地図上で閲覧可能です。
本システムは、オフラインで閲覧可能で画像化しているため軽量です。



▲ 対策劣化状況データベース

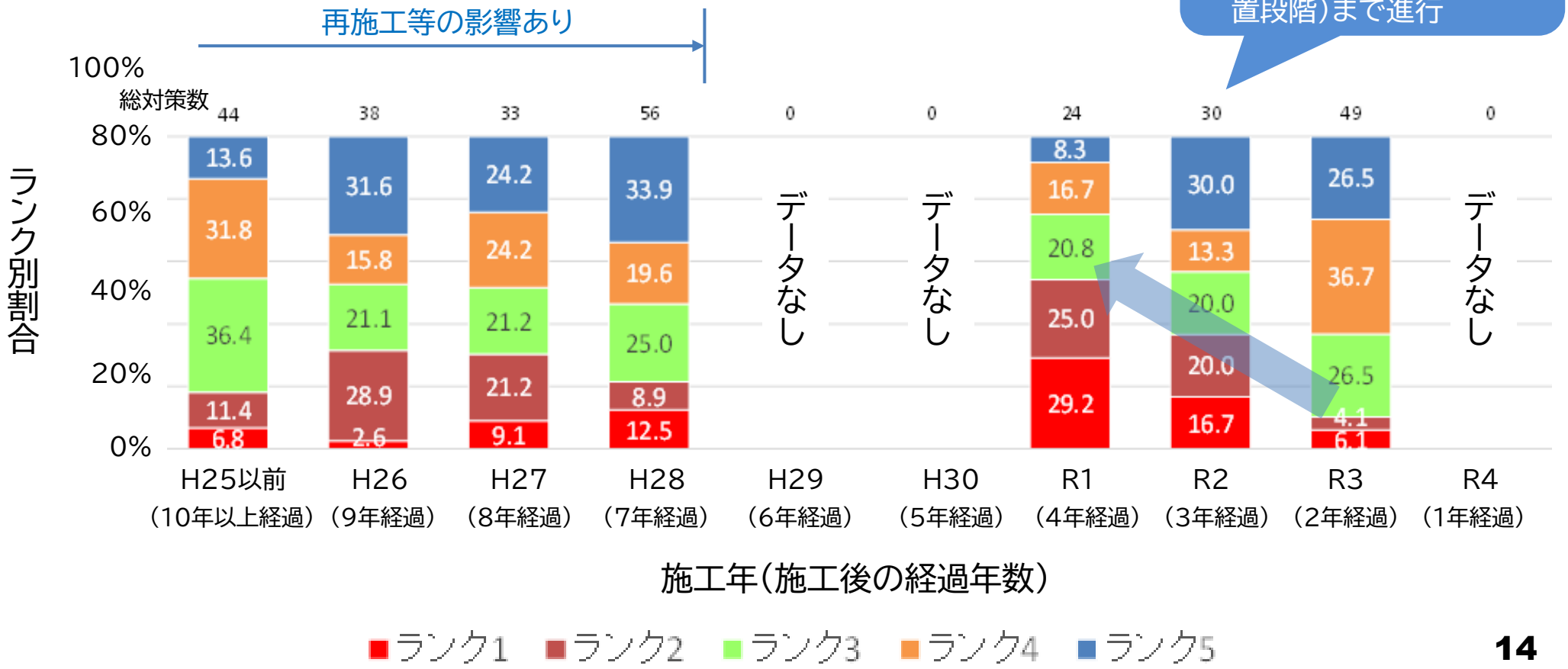
3. 能代河川国道事務所における取組事例

【３．専門ツールによる診断結果のデータベース化】

●診断結果を積み上げることにより、対策メニュー別の耐用年数も分析可能です。

▼ 各施工年における劣化状況ランクの占める割合

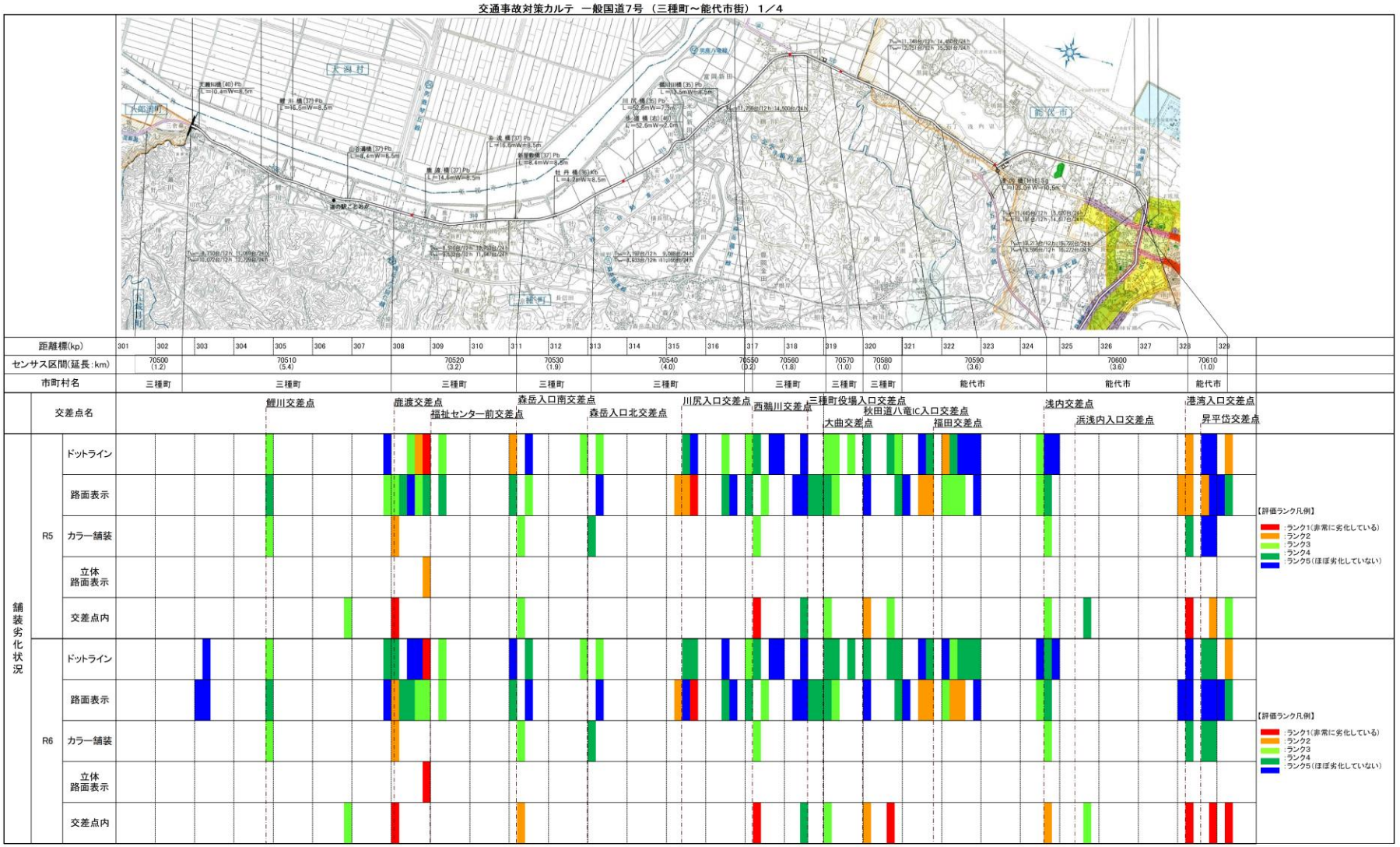
経過年とともに劣化が進行
⇒施工後4年で半数以上がランク2以下（準緊急処置段階）まで進行



3. 能代河川国道事務所における取組事例

【３．専門ツールによる診断結果のデータベース化】

●評価結果は路線図カルテ形式で整理し、劣化の集中している区間を確認可能です。



▲　舗装劣化状況一覧（抜粋）

4. 今後のスケジュール

●今回は、路面標示の効率的・効果的な維持管理の取組における秋田県道路交通環境安全推進連絡会議（事務局会議）における位置付け、及び、他地域における取組事例について報告しました。
●次回は、事務局会議における討議結果について報告を行う予定です。

■スケジュール案

時期	内容
令和7年7月31日（木） （第1回安推連）	・秋田県道路交通環境安全推進連絡会議（事務局会議）における位置づけ ・路面標示の効率的・効果的な維持管理を目的とした取組事例を報告
令和8年2月予定 （第2回安推連）	・秋田県道路交通環境安全推進連絡会議（事務局会議）における討議結果の報告
令和8年度以降	・路面標示の効率的・効果的な維持管理に関する取組状況について、継続的に報告予定

資料⑤

安推連会則の一部改則（案）について

1. 安推連会則の一部改則(案)について

●「路面標示の効率的・効果的な維持管理」を適用範囲に追加するにあたり、「秋田県道路交通環境安全推進連絡会議会則」の一部改則(案)を以下に示します。

改則後

秋田県道路交通環境安全推進連絡会議会則

(名称)
第１条　本会は、「秋田県道路交通環境安全推進連絡会議」（以下推進連絡会議という）と称する。

(目的)
第２条　推進連絡会議は、秋田県内において、秋田県警察及び道路管理者が連携して実施する安全な道路交通環境の整備のための主要施策について、計画、実施、評価各段階における連絡調整、地域住民等への広報や地域住民等の道路交通環境に関する意見を主要施策に反映させることを目的として設置する。

(適用範囲)
第３条　推進連絡会議における適用範囲は、交通安全の長期計画に基づく施策や、秋田県警察及び道路管理者が連携して実施する施策の他、秋田県の交通状況をふまえ緊急に実施する事項を対象とし、その内容は次のとおりとする。

・幹線道路における事故多発地点の解消
・生活道路における暮らしの安全確保（コミュニティゾーン）
・わかりやすい道路標識の整備
・住民の参画による安全な道路交通環境整備
・重大事故の再発防止
・事故の危険性が高い特定の区間の明確化
・路面標示の効率的・効果的な維持管理

(構成)
第４条　１）推進連絡会議の構成は以下のとおりとする。

秋田県警察本部交通部	交通企画課長 交通規制課長	 (副議長)
国土交通省東北地方整備局	秋田河川国道事務所長 湯沢河川国道事務所長 能代河川国道事務所長	(議長)
秋田県建設部	道路課長	(副議長)
秋田県生活環境部	県民生活課長	
秋田県観光文化スポーツ部	~~観光振興課長~~観光戦略課長	
秋田市建設部	道路建設課長	
東日本高速道路株式会社東北支社	秋田管理事務所長 青森管理事務所長	

２）推進連絡会議には以下の役員を置く。
議長　　１名
副議長　　２名

３）構成は、必要により推進連絡会議で変更できるものとする。

(運営)
第５条　１）議長は、会務の統轄、会議の招集、会議の進行をおこなう。
議長は、必要に応じ議長が指名する臨時委員を会議に参加させることができる。

２）副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代行する。

改則前

秋田県道路交通環境安全推進連絡会議会則

(名称)
第１条　本会は、「秋田県道路交通環境安全推進連絡会議」（以下推進連絡会議という）と称する。

(目的)
第２条　推進連絡会議は、秋田県内において、秋田県警察及び道路管理者が連携して実施する安全な道路交通環境の整備のための主要施策について、計画、実施、評価各段階における連絡調整、地域住民等への広報や地域住民等の道路交通環境に関する意見を主要施策に反映させることを目的として設置する。

(適用範囲)
第３条　推進連絡会議における適用範囲は、交通安全の長期計画に基づく施策や、秋田県警察及び道路管理者が連携して実施する施策の他、秋田県の交通状況をふまえ緊急に実施する事項を対象とし、その内容は次のとおりとする。

・幹線道路における事故多発地点の解消
・生活道路における暮らしの安全確保（コミュニティゾーン）
・わかりやすい道路標識の整備
・住民の参画による安全な道路交通環境整備
・重大事故の再発防止
・事故の危険性が高い特定の区間の明確化

(構成)
第４条　１）推進連絡会議の構成は以下のとおりとする。

秋田県警察本部交通部	交通企画課長 交通規制課長	 (副議長)
国土交通省東北地方整備局	秋田河川国道事務所長 湯沢河川国道事務所長 能代河川国道事務所長	(議長)
秋田県建設部	道路課長	(副議長)
秋田県生活環境部	県民生活課長	
秋田県観光文化スポーツ部	観光振興課長	
秋田市建設部	道路建設課長	
東日本高速道路株式会社東北支社	秋田管理事務所長 青森管理事務所長	

２）推進連絡会議には以下の役員を置く。
議長　　１名
副議長　　２名

３）構成は、必要により推進連絡会議で変更できるものとする。

(運営)
第５条　１）議長は、会務の統轄、会議の招集、会議の進行をおこなう。
議長は、必要に応じ議長が指名する臨時委員を会議に参加させることができる。

２）副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代行する。

1. 安推連会則の一部改則(案)について

改則後

（事務局等）
第６条　１）推進連絡会議には事務局及び事務局会議を設置する。

２）事務局は、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所道路管理第二課に置き、秋田県警察本部交通規制課と共同でその任にあたるものとする。

３）事務局会議の構成は次のとおりとする。

秋田県警察本部	交通部	交通企画課長指導官 交通規制課長補佐
国土交通省東北地方整備局	秋田河川国道事務所	道路管理第二課長 調査第二課長
	湯沢河川国道事務所	道路管理課長
	能代河川国道事務所	道路管理課長
東日本高速道路株式会社東北支社	秋田管理事務所	工務担当課長
	青森管理事務所	工務担当課長
秋田県	建設部	道路課主幹　道路課チームリーダー
秋田市	建設部	道路建設課主席主査

４）推進連絡会議に必要な予算は、事務局会議において運営するものとする。

５）事務局には、事務局長を置く。

６）事務局長は、必要に応じ事務局長が指名するオブザーバーを会議に参加させることができる。

（アドバイザー会議）
第７条　１）推進連絡会議は、学識経験者、関連団体の代表等からなるアドバイザー会議を設置し、必要に応じてアドバイザー会議を招集し、主要施策の実施、評価及び新規施策に関する助言、指導を受ける。

２）アドバイザー会議の構成は以下のとおりとする。

秋田大学	土木環境関係専門分野
秋田県交通安全協会	専務理事
秋田県バス協会	専務理事
秋田県ハイヤー協会	専務理事
秋田県トラック協会	専務理事
日本自動車連盟秋田支部	秋田支部長
秋田県交通安全母の会連合会	会長

３）アドバイザー会議の招集時期は、推進連絡会議において合同で開催することができる。

４）構成は、必要により推進連絡会議で変更できるものとする。

（調査委員会）
第８条　１）推進連絡会議は、学識経験者、事故分析専門家等からなる調査委員会を設置し、必要に応じて調査委員会を招集し詳細調査、分析結果、改善策の立案等の報告を受ける。

２）調査委員会の構成及び招集時期は、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際に、事故の内容及び状況により、推進連絡会議においてその都度選任、招集する。

（下部組織）
第９条　１）推進連絡会議は、主要施策に応じて適宜下部組織を設立し、道路交通安全事業に関する関連機関や地元住民等からの意見を主要施策に反映させることができる。
２）下部組織の構成は適宜決定するものとする。
３）下部組織で決定した事項は、推進連絡会議で報告するものとする。

附則　この会則は、平成１３年２月２７日から施行する。
平成１８年１１月２７日一部改則。
平成２２年　９月２９日一部改則。

改則前

（事務局等）
第６条　１）推進連絡会議には事務局及び事務局会議を設置する。

２）事務局は、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所道路管理第二課に置き、秋田県警察本部交通規制課と共同でその任にあたるものとする。

３）事務局会議の構成は次のとおりとする。

秋田県警察本部	交通部	交通企画課長指導官 交通規制課長補佐
国土交通省東北地方整備局	秋田河川国道事務所	道路管理第二課長 調査第二課長
	湯沢河川国道事務所	道路管理課長
	能代河川国道事務所	道路管理課長
東日本高速道路株式会社東北支社	秋田管理事務所	工務担当課長
	青森管理事務所	工務担当課長
秋田県	建設部	道路課主幹
秋田市	建設部	道路建設課主席主査

４）推進連絡会議に必要な予算は、事務局会議において運営するものとする。

５）事務局には、事務局長を置く。

（アドバイザー会議）
第７条　１）推進連絡会議は、学識経験者、関連団体の代表等からなるアドバイザー会議を設置し、必要に応じてアドバイザー会議を招集し、主要施策の実施、評価及び新規施策に関する助言、指導を受ける。

２）アドバイザー会議の構成は以下のとおりとする。

秋田大学	土木環境関係専門分野
秋田県交通安全協会	専務理事
秋田県バス協会	専務理事
秋田県ハイヤー協会	専務理事
秋田県トラック協会	専務理事
日本自動車連盟秋田支部	秋田支部長
秋田県交通安全母の会連合会	会長

３）アドバイザー会議の招集時期は、推進連絡会議において合同で開催することができる。

４）構成は、必要により推進連絡会議で変更できるものとする。

（調査委員会）
第８条　１）推進連絡会議は、学識経験者、事故分析専門家等からなる調査委員会を設置し、必要に応じて調査委員会を招集し詳細調査、分析結果、改善策の立案等の報告を受ける。

２）調査委員会の構成及び招集時期は、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際に、事故の内容及び状況により、推進連絡会議においてその都度選任、招集する。

（下部組織）
第９条　１）推進連絡会議は、主要施策に応じて適宜下部組織を設立し、道路交通安全事業に関する関連機関や地元住民等からの意見を主要施策に反映させることができる。
２）下部組織の構成は適宜決定するものとする。
３）下部組織で決定した事項は、推進連絡会議で報告するものとする。

附則　この会則は、平成１３年２月２７日から施行する。
平成１８年１１月２７日一部改則。
平成２２年　９月２９日一部改則。
平成２４年　７月１１日一部改則。
平成２８年　３月　４日一部改則。
令和　５年　２月１３日一部改則。

1. 安推連会則の一部改則(案)について

改則後	改則前
平成２４年　７月１１日一部改則。 平成２８年　３月　４日　部改則。 令和　５年　２月１３日一部改則。 令和　７年　７月３１日一部改則。 3	